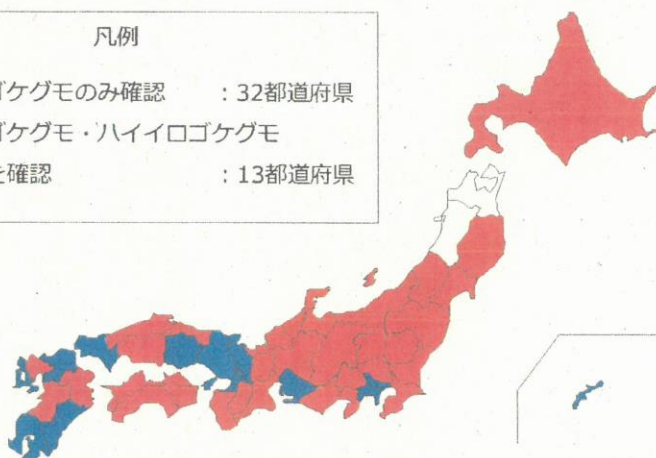


今までにセアカゴケグモ・ハイイロゴケグモが 確認された都道府県（45都道府県）（2019年8月8日現在）

※ゴケグモが今までに1回しか確認されていない場所も含む

| 凡例 | |
|------------------------------|----------|
| ■ セアカゴケグモのみ確認 | : 32都道府県 |
| ■ セアカゴケグモ・ハイイロゴケグモ の両方を確認 | : 13都道府県 |



セアカゴケグモとハイイロゴケグモは、港湾地域又はそれに隣接する地域で多く発見されており、コンテナ等に付着して侵入してきた可能性があります。

国内では、貨物やコンテナ、建築資材、自動車等に営巣したものが運ばれた結果、生息域が広範囲に拡大したと考えられています。

ゴケグモの生息する場所

- 日当たりの良い暖かい場所で、地面や人工物の窪みや穴、裏側、隙間に営巣します
例)自動車、プランターの底、室外機の裏、庭に置いた靴の中など
- 屋外に置かれていた傘、衣服、おもちゃ等に付着して、屋内に持ち込まれる可能性があります
- ゴケグモに咬まれないように屋外で作業する場合は、軍手など手袋を着用してください

ゴケグモを発見した場合

- ゴケグモを発見した場合は、お住まいの自治体にご連絡ください
- ゴケグモを見つけても、素手で捕まえたり、さわらないようにしてください
- 駆除するには家庭用殺虫剤（ピレスロイド系）を用いるほか、靴で踏みつぶす等の物理的な方法があります
(生きたままのゴケグモを洗い流さないよう注意)
- 周囲にも潜んでいたり、卵がある可能性があるため、よく確認するなど注意してください

ゴケグモを拡散しないために・・・

ゴケグモの国内での分布域の拡大の抑制のため、ゴケグモが生息している地域からの車での移動や貨物の運送のときなど、ゴケグモが車や荷物に付着した状態で移動しないようご注意ください

セアカゴケグモ・ハイイロゴケグモ等のゴケグモ属は、 外来生物法に基づく“特定外来生物”に指定されています

外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害の防止を目的に、外来生物法では特定外来生物を指定し、これらの生きた個体を持ち運んだり、飼育したりすることを禁止しています。セアカゴケグモ・ハイイロゴケグモ等のゴケグモ属については、人の生命又は身体に関わる被害があることから、特定外来生物に指定されています。

外来生物法について詳しく知りたい方は下のURLをご覧ください
<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

製作：環境省外来生物対策室